

日本藻類学会学会賞選考規程

(目的)

第1条 この規程は、日本藻類学会（以下、「この学会」という。）会則第3条第4号に定める事業を円滑に行うため、学会賞の選考に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(賞の種類)

第2条 この学会には、特別賞、学術賞及び研究奨励賞を置く（以下、「本賞」という）。

2. 前項の各賞の内容は下記の通りとする。

- (1) 特別賞：我が国の藻類学の発展に顕著な貢献をし、長年にわたりこの学会の発展に寄与した者に授与する。この賞の別称を、我が国における藻類学の礎を築かれた岡村金太郎博士を記念して「岡村賞」とする。
- (2) 学術賞：藻類学分野において独創性の高い研究を行い、その成果が高い評価を受け、藻類学、及びその関連分野の発展に大きく寄与した者に授与する。この賞の別称を、我が国における藻類学の礎を築かれた山田幸男博士を記念して「山田賞」とする。
- (3) 研究奨励賞：我が国の藻類学の発展に積極的に寄与することを期待し、藻類学及びその関連分野において優れた研究成果を上げた大学院修了後5年程度以内、推薦の時点でおおむね40歳未満の者に授与する。

(受賞者の資格)

第3条 本賞の受賞資格は、日本藻類学会会員とする。ただし、特別賞は元会員を含む。

2. 研究奨励賞は、その主たる部分が日本の大学の大学院在学中に行われた研究あるいは国内の大学・研究機関等に在職中に行われた研究を対象とする。本賞の対象となる候補者は、推薦の時点で日本藻類学会誌「Phycological Research」または「藻類」に論文を少なくとも一編以上発表しているか、日本藻類学会大会において3回以上研究発表している者とする。

(賞の件数)

第4条 特別賞は原則として年1件、学術賞は原則として年1件、研究奨励賞は年2件以内とする。

(選考委員会)

第5条 特別賞、学術賞及び研究奨励賞受賞候補者(以下、「候補者」とする。)

の選考には、各賞選考委員会の選考委員がその任にあたる。

2. 特別賞の選考委員は当該年度の会長、英文誌編集委員長、和文誌編集委員長、学術賞・研究奨励賞選考委員長、及びそれぞれの前任者とする。委員長は互選で選出する。任期はおおむね4年とする。
3. 学術賞と研究奨励賞の選考委員は同一とし、その選出は次の手続きにより行う。選考委員選挙の事務は日本藻類学会事務局がこれを行う。
 - (1) 評議員(国内)の互選で選出する。5名連記の無記名投票により、上位5名を選出する。最多得票者を委員長とする。同票の場合には年少者を当選とする。
 - (2) 任期は評議員改選時に新評議員の互選で選出されてから、次の評議員の改選時までとする。
 - (3) 被推薦者の利害関係者(例:被推薦者の過去の指導教員、研究室・職場の上司、親族など)が選考委員に含まれることになった場合は、該当する委員はその年度の選考から外れることとする。この際、委員の補充を行うか否かの判断は委員長と会長の合議にて決めることとする。なお、補充する場合は選考委員選出投票における次点者から選ぶこととする。

(候補者の推薦)

第6条 候補者の推薦は、自薦または日本藻類学会会員による会長への推薦によって行う。

2. 候補者の推薦にあたっては、各賞1件の候補者を選び、所定の用紙により1件ごとに推薦理由及び候補者の略歴を付して日本藻類学会事務局あて送付する。
3. 候補者推薦の期限は、特別賞と学術賞は当該年度の9月30日、研究奨励賞は当該年度の12月25日とする。
4. 日本藻類学会事務局は推薦書および資料を選考委員会委員長に提出する。

5. 選考委員会委員長は、選考委員会を開催し（持ち回りも可とする）、候補者の決定をおこない、会長に報告する。
6. その他推薦に関して必要な事項は、学会賞選考委員会内規で定める。

（選考）

第7条 選考は選考委員会に提出された資料に基づいて行う。

2. 特別賞及び学術賞の授賞者の選考は、この学会における活動の実績、日本藻類学会誌等に発表された論文、著書、学会発表、その他参考となる資料等に基づいて行う。
3. 研究奨励賞の授賞者の選考は、当該研究の独創性、発展性、あるいはそれまでに得られた成果の充実度などについて総合的に判断して行う。学術誌に発表された論文（候補者が原則として第一著者のもの、または主たる研究者としてその研究を担当したものに限り）、学位論文、学会発表（候補者本人が発表したものに限り）、その他参考となる資料に基づいて行う。
4. その他選考に関して必要な事項は、学会賞選考委員会内規で定める。

（授賞者の決定）

第8条 選考委員会委員長は候補者を会長に報告するものとし、会長はそれを評議員会に諮り、その了承を経て決定する。

（賞の授与）

第9条 賞の授与は、総会において行う。

2. 特別賞及び学術賞は賞状と副賞（記念品）、研究奨励賞は賞状と賞金（10万円）とする。
3. 賞に要する費用はこの学会の特別会計経費をもって充てる。

（改 廃）

第10条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（附 則）

この規程は2015年3月21日から施行する。